



拓北・あいの里地区社協ミニ通信

拓北・あいの里地区社会福祉協議会

会長：渡邊 寛 広報部長：森下 満

この広報紙は赤い羽根共同募金の支援を受けています

No 97

令和 7 年 5 月 21 日

**5 月 7 日(水)に社協常任理事会が行われました。
各部の活動状況と今後の予定についてご報告します。**



4 月下旬に桜が開花しました。皆様、
ゴールデンウィーク中には花見を楽し
みれましたか。5 月中旬にはライラ
ックも咲きました。春爛漫です。

■ ボランティア企画部より ■

○春を迎え、生活支援ボランティアの依頼が広がっています！ ボランティアさん募集しています！

- ・雪が融けて、庭木の処理、草取り・草刈り等の依頼が続いています。
1 件はあいの里のお宅で、あいの里高等支援学校の生徒さん達の授業の一環として、先生の指導のもと福祉サービス化 2 年生・4 名の手により、4 月 30 日(水)に実施され、感謝されています。
また、同じ日には、拓北のお宅の風除室内のすだれの交換作業も実施されました。
この他にも、4 月下旬から 5 月にかけて、庭木の処理、室内清掃、買物代行、ごみ出しが 1 件ずつ実施されました。
このように現在でも多くの依頼があり、夏に向けて今後も増えると予測されますので、新たなボランティアさんを募集しているところです。
- ・当会の生活支援ボランティア活動の内容が、札幌市社会福祉協議会作成の「令和 6 年度 札幌市生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーター活動事例集」に掲載され、“北区 第 2 エリア 拓北・あいの里地区「地域の支えあい活動が始まりました！」”と題して紹介されました。

■ 総務部より ■

- ・令和 7 年度総会(5 月 24 日(土)、午後 2 時から、地区センター多目的ホールにて)に向けて、準備を進めているところです。

■ ふれあい交流部より ■

- ・5 月 8 日(木)の「ひまわりクラブ」は地区センター和室に 3 組 6 名の親子さんが参加され、自由遊び、紙芝居、絵本の読み聞かせを楽しみました。前月に続き、出席カード、お誕生日カードを用意し、端午の節句のフォトスポットコーナーも設け、記念になる写真撮影ができました。次回は 6 月 3 日(火) 10:00~11:30、拓北・ひまわり会館にて開催予定です。
- ・今年度の「福まちサロン」は 6 月 26 日(木)からスタートします。10:00~11:30、地区センターにて開催予定です。



4 月 30 日にあいの里高等支援学校の生徒さん達の授業の一環として行われた生活支援ボランティア活動一家の周りの草取り・草刈り作業の様子



同じ日に行われた、風除室内のすだれの交換作業の様子



3 組 6 名の親子さんたちが参加した、5 月 8 日のひまわりクラブ



地区センター 30 名、オンライン 4 名、合計 34 名が参加した、4 月 15 日の地域ケア部の例会

■ 地域ケア部より ■

4 月例会は 15 日(火) 18:30~20:00、あいの里アットホームクリニック(南あいの里 5 丁目 6 番 10 号 グランディール 303 号) 副院長・伊藤朔(いとう・はじめ)さんをゲストに「訪問診療と

[裏につづく ➡]

はなんだろう」をテーマに、地区センター2 階集会室にて話題提供をいただき、意見交換を行いました。
地区センターでの対面とオンラインでのハイブリッド方式で行われ、参加者は地区センター30 名、オンライン 4 名、合計 34 名。

コンテンツは、(1)訪問診療とは、(2)これからの時代と訪問診療～地域包括ケアシステム、(3) 訪問診療と医師～求められる姿とは、です。

(1) 訪問診療とは

訪問診療のサービス内容として、主に以下の 3 点があります。①医師と看護師が患者様のご自宅を訪問し診療します。②突然の体調不良等の緊急時には、24 時間 365 日対応します。③在宅介護サービスと連携して、介護をするご家族も支えます。



訪問範囲は、当院から半径 16km 以内です。ただし、特別な事情がある場合にのみ、16km を超えても往診や訪問診療が認められます。当院の訪問エリアは北区（41%）、東区（16%）をはじめ、かなり広範囲にわたっていますが、これは当院の方針として「基本的には求められているところに行く、断らない」という理念があるからです。

訪問診療の歴史を振り返ると、現在の形のようなクリニック、訪問看護師、薬剤師、介護師、ケアマネジャー、福祉用具レンタル等々、こういったチームで患者様をケアしていく気運が高まってきたのは、この 5 年から 10 年の出来事という、非常に発展途上の分野ともいえると思います。

訪問診療の対象者は、「在宅で療養を行っており、疾病や傷病のために通院による療養が困難な患者」、つまり、自宅や高齢者施設等で療養中で、自力で医療機関へ通院することが難しい患者が対象になります。

(2) これからの時代と訪問診療～地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、①地域住民が住み慣れた場所で自立した生活を送り続けられるよう、医療、介護、福祉などの支援を一体的に提供する仕組みで、②特に高齢者や障がい者に焦点を当て、地域の特性や住民のニーズに応じて、医療機関、介護施設、福祉サービスが連携し、地域社会全体で支える体制を作り上げることを目的としており、これからの超高齢化社会を生き抜くために、絶対的に必要なことと思います。

将来的には、より多様なニーズに対応するために、医療と福祉がさらに統合され、地域全体での支え合いが強化されることが期待されています。特に、多職種チーム医療が重要な役割を果たすと考えられています。この地域包括ケアシステムの医療の中心を担うのが訪問診療です。

(3) 訪問診療と医師～求められる姿

これからは通える人であれば町のクリニック、通えない人は訪問診療必要のある時だけ専門医、すなわち「かかりつけ医」を紹介して受診するという形が必要だと思います。

この「かかりつけ医」として何が必要なことかと考えた時に、やはりしっかり説明すること、異常を拾い上げその際に専門医へ紹介すること、が重要なことと思います。対話というものに重きを置くべきと考えています。

日本では年々死亡数、死亡率が増加しています。その状況で、終の棲家を慣れ親しんだご自宅にしたい、と考えていらっしゃる方は増えていると感じます。それを支えるために、これからますます訪問診療の需要が高まることが予想されます。

訪問診療のことは、「あいの里アットホームクリニック」にいつでもご相談ください。
(Tel: 011-299-9542、Email: info@ainosatoathome.com、まで)

なお、5 月例会は 20 日（火）18：30～20：00、地区センター2 階集会室にて、当日参加の皆さん全員をゲストに「このまちを語り合う茶話会～住んで良かったと思える福祉のまちづくりのために～」をテーマに、話題提供をいただき、意見交換を行いました。その内容については次号の 98 号で報告いたします。

◇ 今後の予定 ◇

6 月例会は 17 日（火）18：30～20：00、地区センター2 階集会室にて、この 4 月に当地区に開設された北区第 2 地域包括支援センター拓北・あいの里支所の支所長・社会福祉士・照井伸洋（てるい・のぶひろ）さんをゲストに「こんにちは！包括です」をテーマに、話題提供をいただき、意見交換を行う予定です。

地区センターでの対面とオンラインでのハイブリッド方式で行います。「ケア施設町内会会員メーリングリスト」登録者には Zoom アクセス情報をお知らせします。その他の方はケア施設町内会事務局・長谷川までメール hasepy55@gmail.com でお問合せ下さい。